

# 岐阜県緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金 〔概要〕

介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、

- ・新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること
- ・高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められること

から、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう、感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善等を支援します。

## 助成対象事業所

- (ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者(感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ))に対応した介護サービス事業所・施設等(※休業要請を受けた事業所を含む)
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- (ウ) 感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所

## 助成対象経費

- ◆ 通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成します。
- ◆ 原則として、当該事業所が助成対象となった日以降3か月以内に発注又は支払いがあったものに限りです。

### ○緊急時の介護人材確保に係る費用

- ・職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用

### ○職場環境の復旧・環境整備に係る費用

- ・介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用等

### ○連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用【他事業所応援】

- ・感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用

## 補助率

10分の10 ※ただし、サービスごとに上限があります。(実施要綱別添3を参照願います。)

【対象経費の概要】

対象となる事業所・施設等				対象経費		
				※通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成		
				緊急時の介護人材確保に係る費用	職場環境復旧・環境整備に係る費用	
人材確保・職場環境復旧事業	(ア)	新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者(感染者と接触があった者)に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む)	①	①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等(職員に複数の濃厚接触者(感染者と接触があった者が複数)が発生し、職員が不足した場合を含む。)	<p>○職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保</p> <p>・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件のもと実施された自費検査費用(介護施設等のみ)</p> <p>○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保</p> <p>・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p>	<p>○介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用</p> <p>○感染性廃棄物の処理費用</p> <p>○在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用</p> <p>○通所系サービスの代替サービス提供のための費用</p> <p>・代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)</p>
			②	②濃厚接触者(感染者と接触があった者)に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び介護施設等		
			③	③岐阜県又は岐阜市から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所(令和5年5月7日まで)		
			④	感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(①、②の場合を除く)		
			⑤	(病床ひっ迫等により、やむを得ず)施設内療養を行った高齢者施設等		
	(イ)	新型コロナウイルスの流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所((ア)①、③に該当しない場合)	<p>○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保</p> <p>・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p>	<p>○通所系サービスの代替サービス提供のための費用</p> <p>・代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)</p>		
他事業所応援事業	(ウ)	介護サービス事業所・施設等と連携する事業所・施設等(利用者の受け入れ、応援職員の派遣) ※以下の事業所・施設等と連携 ・(ア)の①又は③に該当する事業所、施設等 ・自主的に休業した介護サービス事業所	<p>○連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用</p> <p>・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費</p>			